

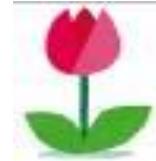


中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 新年度あいさつ
- 2 中部家畜保健衛生所の人事異動について
- 3 令和3年「定期報告書」の提出について



◆◆ 新年度あいさつ ◆◆

中部家畜保健衛生所長 板垣 光明

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜うとともに、豚熱発生の防疫措置の協力について関係者の皆様には厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者3名、退職者1名、転入者4名の異動がありましたが、新体制のもと業務を一步一步着実に遂行する所存ですので、よろしくお願ひいたします。

令和3年度船出となる4月1日に前橋市内の養豚場から異常豚の通報があり、2日に豚熱(CSF)発生が確認され、10,207頭の豚を殺処分し4月16日に防疫措置完了となりました。5月7日には発生農場4回の消毒が終了し、これからは疫学調査チームの指摘事項を受け再発防止に向け農場マニュアルを策定する予定です。一日も早い経営再建向け支援していきたいと考えています。豚熱の発生は、これまで68事例109農場と畜場で240,330頭殺処分(と殺)されました。本病の発生予防は、ワクチン接種のほか野生動物侵入防止柵の整備等の飼養衛生管理基準の遵守であり、特にウイルス侵入にかかる項目を重点的に確認させていただきたいと考えています。

さらに、アフリカ豚熱はアジア、ヨーロッパで継続的に発生し、5月5日韓国では江原道寧越郡の養豚場で17例目となる発生が確認されている状況であり、動物検疫所の手荷物検査において携帯品のハム等からウイルスが確認され、いつ国内で発生しても不思議ではない状況にあります。

高病原性鳥インフルエンザは令和2年度では18県52事例の大発生となり、今期も大発生する可能性もあり油断できない状況にあります。畜産農家並びに関係者の皆様におかれましては、引き続き農場での飼養衛生管理の徹底による家畜伝染病の侵入防止に努めていただくと共に、飼養家畜に異状が認められた場合は早期通報をお願いいたします。

また、管内における監視伝染病の発生は、牛ヨーネ病や牛ウイルス性下痢(BVD)が複数頭摘発されています。農場内にそれらの病原体を侵入させないためにも、導入牛や牧場からの退牧牛を農場に入れる場合は、必ず検査するとともに、隔離飼育していただきますようお願いいたします。さらに、酪農家の皆様においてはクーラーステーションによる生乳を用いたBVD検査を引き続き実施する予定ですのでご協力ををお願いいたします。

家畜保健衛生所といたしましては、皆様のご意見を頂きながら畜産経営の安定に寄与できるよう職員一丸となり家畜衛生、畜産振興等の業務に取り組んで参りますので、ご理解ご協力をお願いします。新型コロナウイルスが全世界で猛威を奮い、家畜の疾病を防御することも重要ですが、なによりも畜産農家および関係者が元気で業をなすことがより重要であります。皆様が健康で過ごせることを祈念しまして新年度の挨拶とさせていただきます。

◆◆ 中部家畜保健衛生所の人事異動について ◆◆

4月1日付け定期人事異動により、転入・転出等がありました。本年度は以下の体制となります。どうぞよろしくお願いします。

●令和3年度の職員一覧

 転入者（旧所属）

所長		板垣 光明
次長		坂庭 あづさ
環境衛生係 (環境指導、定期報告、 耳標、公共牧場、 死亡牛届出等)	係長 	坂西 啓悟（畜産試験場）
		永井 朋子
		中澤 咲紀
		木暮 幸博（西部家畜保健衛生所）
		高橋 泰幸（家畜衛生研究所）
防疫第一係 (牛、馬、蜜蜂、山羊、 めん羊)	係長	佐藤 美行
		平林 晴飛
		湯野川 景人
		若山 映令彩
防疫第二係 (豚、鶏)	係長	森 あゆみ
		横澤 奈央子
		中島 翔一
		蜂谷 信昭（渋川保健福祉事務所）
		渡辺 知宣

●転出者（新所属または退職）

環境衛生係		櫻井 敏幸（畜産課）
		吉田 真二（退職）
防疫第一係		佐藤 洋子（西部家畜保健衛生所）
防疫第二係	係長	小屋 正博（吾妻家畜保健衛生所）

◆◆ 令和3年「定期報告書」の提出について ◆◆

伝染病の発生予防や発生時の迅速なまん延防止対策を図るため、家畜の飼養者は毎年2月1日時点の家畜の飼養状況を群馬県知事あてに報告することが義務付けられています。

書類の紛失や記載方法等、不明な点がありましたら、中部家畜保健衛生所までお問い合わせください。

対象 家畜伝染病予防法で定めるすべての家畜

牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥

飼養頭数 1頭、1羽以上

教育用(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)も含みます

基準日 令和3年2月1日現在



1 必ず提出する書類

- 定期報告書（所有者氏名、住所、農場所在地、畜種別飼養頭数、畜舎数等）

- 飼養衛生管理基準の遵守状況（チェックシート）

2 前回報告から変更があった場合

- 畜舎の新增設・配置、設置した消毒施設や埋却地の確保状況に変更等がある場合は、添付書類を提出してください。

未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、指導の対象となり、農場で家畜伝染病が発生した場合、国からの手当金については減額の対象となります。



家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。